

別紙1（第5条関係）

誓約書

令和 年 月 日

中之条町長 様

申請者

住所

氏名

” 中之条町チャレンジショップ出店支援事業実施要綱に基づき下記事項を確認するとともに要綱第13条の規定に該当した場合は補助金の返還に応じることを誓約します。

1. 本補助金を過去に受けたことはありません。
2. 1日6時間以上、週5日以上の営業を行います。
3. 事業は3年以上継続いたします。
4. 商工会に加入するほか地域活動に協力します。”

第13条 町長は、新規出店者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 3年を経過しないうちに対象事業の建物における営業を中止したとき